第　１１　次　鳥　獣　保　護　事　業　計　画

平成２４年４月　１日から

５年間

平成２９年３月３１日まで

広　　島　　県

目　　次

第一　計画の期間 …… 1
第二　鳥獣保護区，特別保護地区及び休猟区に関する事項 …… 1
１　鳥獣保護区の指定 …… 1
（１）方　針 …… 1
①　指定に関する中長期的な方針 … …… 1
②　指定区分ごとの方針 …… 1
（２）鳥獣保護区の指定等計画 …… 2
①　鳥獣保護区の指定計画 …… 2
②　既指定鳥獣保護区の変更計画 …… 3
２　特別保護地区の指定 …… 5
（１）方　針 …… 5
① 指定に関する中長期的な方針 …… 5
② 指定区分ごとの方針 …… 5
（２）特別保護地区指定計画 …… 6
３　休猟区・特例休猟区の指定 …… 7
４　鳥獣保護区の整備等 …… 7
（１）方　針 …… 7
（２）整備計画 …… 7
①　管理施設の設置 …… 7
②　調査，巡視等の計画 …… 8
第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 …… 8
１　鳥獣の人工増殖 …… 8
２　放鳥獣 …… 8
（１）方　針 …… 8
（２）放鳥計画及び種鳥の入手計画 …… 8
第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 …… 9
１　鳥獣の区分と保護管理の考え方 …… 9
２　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 …… 9
（１）許可しない場合の基本的考え方 …… 9
（２）許可する場合の基本的考え方 …… １０
（３）わなの使用に当たっての許可基準 …… １０
（４）許可に当たっての条件の考え方 …… １１
（５）許可権限の市町長への移譲 …… １１
（６）捕獲実施に当たっての留意事項 …… １１
（７）捕獲物又は採取物の処理等 …… １１
（８）捕獲等又は採取等の情報の収集 …… １２

（９）保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 …… １２
３　学術研究を目的とする場合 …… １２
（１）学術研究 …… １２
（２）標識調査 …… １３
４　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 …… １３
（１）有害鳥獣捕獲の基本的考え方 …… １３
（２）鳥獣による被害発生予察表の作成 …… １４
①　予察表 …… １４
②　予察表に係る方針等 …… １５
（３）鳥獣の適正管理の実施 …… １５
①　方　針 …… １５
②　防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画 …… １５
（４）有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定 …… １５
①　方　針 …… １５
②　許可基準 …… １７
（５）有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等 …… １９
①　方　針 …… １９
②　捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域 …… １９
③　指導事項の概要 …… ２０
５　特定計画に基づく数の調整を目的とする場合 …… ２０
（１）許可対象者 …… ２０
（２）鳥獣の種類・数 …… ２０
（３）期　間 …… ２０
（４）区　域 …… ２０
（５）方　法 …… ２０
６　その他特別の事由の場合 …… ２０
（１）鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 …… ２０
（２）傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 …… ２１
（３）博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 …… ２１
（４）養殖している鳥類の過度の近親交配の防止 …… ２１
（５）鵜飼漁業への利用 …… ２１
（６）伝統的な祭礼行事等に用いる目的 …… ２１
（７）前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的 …… ２２
７　鳥類の飼養 …… ２２
８　販売禁止鳥類等 …… ２２
第五　特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 …… ２３
１　特定猟具使用禁止区域の指定 …… ２３

（１）方　針 …… ２３
（２）特定猟具使用禁止区域指定計画 …… ２３
（３）特定猟具使用禁止区域指定内訳 …… ２４
２　特定猟具使用制限区域の指定 …… ２４
３　猟区の設定 …… ２４
４　指定猟法禁止区域 …… ２５
第六　特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項 …… ２５
１　特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針 …… ２５
２　実施計画の作成に関する方針 …… ２６
第七　鳥獣の生息状況の調査に関する事項 …… ２６
１　基本方針 …… ２６
２　鳥獣保護対策調査 …… ２６
（１）方　針 …… ２６
（２）鳥獣生息分布調査 …… ２６
（３）希少鳥獣等保護調査 …… ２６
（４）ガン・カモ類一斉調査 …… ２６
３　鳥獣保護区等の指定・管理等調査 …… ２６
４　狩猟対策調査 …… ２７
（１）方　針 …… ２７
（２）狩猟鳥獣生息調査 …… ２７
（３）放鳥効果測定調査 …… ２７
（４）狩猟実態調査 …… ２７
５　有害鳥獣対策調査 …… ２７
（１）方　針 …… ２７
（２）調査の概要 …… ２７
第八　鳥獣保護事業の実施体制に関する事項 …… ２８
１　鳥獣行政担当職員 …… ２８
（１）方　針 …… ２８
（２）設置計画 …… ２８
（３）研修計画 …… ２８
２　鳥獣保護員 …… ２８
（１）方　針 …… ２８
（２）設置計画 …… ２８
（３）年間活動計画 …… ２９
（４）研修計画 …… ２９
３　保護管理の担い手育成 …… ２９
（１）方　針 …… ２９

（２）研修計画 …… ２９
（３）狩猟者の減少防止対策 …… ２９
４　鳥獣保護センター等の設置 …… ３０
５　取締り …… ３０
（１）方　針 …… ３０
（２）年間計画 …… ３０
６　必要な財源の確保 …… ３０
第九　その他 …… ３０
１　鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 …… ３０
２　地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い …… ３０
３　狩猟の適正管理 …… ３０
４　入猟者承認制度に関する事項 …… ３１
５　傷病鳥獣救護の基本的な対応 …… ３１
（１）傷病鳥の保護体制 …… ３１
（２）大規模海洋汚染等により大量の傷病鳥獣が発生する場合の対策 …… ３１
６　安易な餌付けの防止 …… ３１
（１）方　針 …… ３１
（２）年間計画 …… ３２
７　感染症への対応 …… ３２
８　鳥獣保護思想の普及 …… ３２
（１）方　針 …… ３２
（２）事業の年間計画 …… ３２
（３）愛鳥週間行事等の計画 …… ３２
（４）愛鳥モデル校の指定 …… ３２
（５）法令の普及徹底 …… ３３

凡例

※　本計画において「法」とは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を，「規則」とは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則を表すものとする。

第一　計画の期間

平成２４年４月１日から平成２９年３月３１日までの５年間とする。

第二　鳥獣保護区，特別保護地区及び休猟区等に関する事項

１　鳥獣保護区の指定

（１）方　針

①　指定に関する中長期的な方針

野生鳥獣は，自然を構成する重要な要素の一つであり，自然環境を豊かにするものであると同時に，人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできないものである。鳥獣保護区は，野生鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに，多様な鳥獣の生息環境を保全，管理及び整備することによる，鳥獣の保護繁殖を目的として指定しているものであり，これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。一方で近年島嶼部を含む県内全域において，イノシシ等野生鳥獣による農林水産業被害が増大しており，特に被害の著しい地域では地元関係者の総意を受け鳥獣保護区を縮小または解除している。また，第９次計画期間中に特定鳥獣保護管理計画を策定し，狩猟規制の緩和による個体数調整を進めているところである。

こうした状況の下，鳥獣保護区の設定状況は，第９次計画終了時（平成１８年度）の１１２箇所，６３，６２２ｈａに対し，第１０次計画終了時（平成２３年度）で１０５箇所，６２，６９５ｈａとなっているが，本計画においては，有害鳥獣による農作物被害の増加等から９箇所の鳥獣保護区の区域の縮小や解除等を行うこととし，終了時に１００箇所，５８，６０２ｈａを指定する。

本計画期間中に存続期間を終了する鳥獣保護区については，存続期間を１０年間更新することを基本とするが，地域の自然的社会的状況の変化や農林水産業被害の状況等地域の実情や地元関係者の意見を踏まえ，必要と認められる場合は区域の縮小や解除等も含め適切に対応することとする。

また，新規指定については，指定区分ごとの方針に照らして検討する。

②　指定区分ごとの方針

１）森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図り，地域における生物多様性の確保に資する地域とし，一箇所当たり面積は３００ｈａ以上となるよう配慮する。自然公園法，自然環境保全条例等により保全されている地域で，鳥獣の保護上重要な地域では，既設鳥獣保護区を更新する。

２）大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため，拠点の確保に資する地域のうち必要な地域とする。

３）集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため，これらの渡来地である海面，河川，干潟，湿地，湖沼岩礁等のうち必要な地域とし，既設鳥獣保護区は更新する。

４）集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため，島しょ，断崖，樹林，草原，砂地，洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域とする。

５）希少鳥獣生息地の保護区

広島県レッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって，これらの鳥獣の保護上必要な地域とする。

６）生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため，生息地間をつなぐ樹林帯や湖畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込のある地域とする。

７）身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し，豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域とする。公共団体により整備された自然公園等で，豊かな生活環境の形成のため必要な地域では，既設鳥獣保護区を更新する。

（２）鳥獣保護区の指定等計画

（第１表）

区分		鳥獣保護区の設定目標	既設鳥獣保護区（A）	年度	本計画期間に指定する鳥獣保護区 H24	H25	H26	H27	H28	計(B)	本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区 H24	H25	H26	H27	H28	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	61	46	箇　所						0						0
	面積	18,300	37,723	変動面積						0						0
集　団渡来地	箇所	―	9	箇　所						0						0
	面積	―	15,466	変動面積						0						0
身近な鳥獣生息	箇所	―	50	箇　所						0						0
	面積	―	9,506	変動面積						0						0
計	箇所	61	105	箇　所						0						0
	面積	18,300	62,695	変動面積						0						0

区分		本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区 H24	H25	H26	H27	H28	計(D)	本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する鳥獣保護区 H24	H25	H26	H27	H28	計(E)		計画期間中の増減※	計画終了時の鳥獣保護区※※
森林鳥獣生息地	箇　所		1	1		2	4	1	1			2	4	箇所	▲4	42
	変動面積		219	44		409	672	456	1,940			735	3,131	面積	▲3,803	33,920
集　団渡来地	箇　所						0						0	箇所	0	9
	変動面積						0						0	面積	0	15,466
身近な鳥獣生息	箇　所						0	1					1	箇所	▲1	49
	変動面積						0	290					290	面積	▲290	9,216
計	箇　所		1	1		2	4	2	1			2	5	箇所	▲5	100
	変動面積		219	44		409	672	746	1,940			735	3,421	面積	▲4,093	58,602

※　箇所数：　B－E　　面積：B+C－D－E　　※※箇所数：　A +B－E　　面積：A+B+C－D－E

①　鳥獣保護区の指定計画

な　し

② 既指定鳥獣保護区の変更計画　　（第２表）

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動（ha）			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
H24	森林鳥獣生息地	甲山ふれあいの里	期間更新	464		464	H24.11.1～H34.10.31		
		朝日山		640		640			
		福成寺	解　除	456	▲456	0		有害鳥獣による農作物被害の増加	
	身近な鳥獣生息地	仙酔島	期間更新	94		94	H24.11.1～H34.10.31		
		緑化センター・森林公園		433		433			
		吉田	満　了	290	▲290	0		有害鳥獣による農作物被害の増加	
	H24　計			2,377	▲746	1,631			
H25	森林鳥獣生息地	福王寺	期間更新	1,249		1,249	H25.11.1～H35.10.31		
		細見谷		851		851			
		神峰山		225		225			
		七塚	区域縮小	1,340	▲219	1,121		有害鳥獣による農作物被害の増加	
		天狗坊山	満　了	1,940	▲1,940	0		〃	
	集団渡来地	広島湾西部	期間更新	1,400		1,400	H25.11.1～H35.10.31		
	身近な鳥獣生息地	走島	期間更新	220		220	H25.11.1～H35.10.31		
		緑井		720		720			
		府中		527		527			
		錦竜公園		130		130			
		伴		116		116			
		宇品		34		34			
		聖湖		37		37			
	H25　計			8,789	▲2,159	6,630			
H26	森林鳥獣生息地	仙養ヶ原	期間更新	740		740	H26.11.1～H36.10.31		
		龍頭峡		271		271			
		南原峡		533		533			
		笹ヶ丸		389		389			
		青笹		844		844			
		常清滝		68		68			
		大万木山		507		507			
		帝釈峡		730		730			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動（ha）			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
H26	森林鳥獣生息地	道後山	期間更新	1,739		1,739	H26.11.1～H36.10.31		
		三段峡		1,350		1,350			
		犬伏山		827		827			
		熊谷山		321		321			
		休山		1,860		1,860			
		上野	区域縮小	120	▲44	76		有害鳥獣による農作物被害の増加 境界見直しによる区域縮小	
	集団渡来地	津々木島	期間更新	1,300		1,300	H26.11.1～H36.10.31		
		斎島周辺		9,340		9,340			
	身近な鳥獣生息地	黄金山	期間更新	18		18	H26.11.1～H36.10.31		
		因島南		477		477			
		大久野島		70		70			
		五品岳		14		14			
		猫山		65		65			
	H26　計			21,583	▲44	21,539			
H27	森林鳥獣生息地	東郷山	期間更新	364		364	H27.11.1～H37.10.31		
		大仙		78		78			
		竹林寺		87		87			
		立岩		536		536			
		天狗石		111		111			
		野呂山		282		282			
	身近な鳥獣生息地	槇原谷	期間更新	88		88	H27.11.1～H37.10.31		
	H27　計			1,546		1,546			
H28	森林鳥獣生息地	比婆山	期間更新	3,233		3,233	H28.11.1～H38.10.31		
		恐羅漢山		811		811			
		苅尾		638		638			
		並滝寺	区域縮小	254	▲143	111		有害鳥獣による農作物被害の増加	
		郡山		361	▲266	95		〃	
		筆影山	満　了	435	▲435	0		〃	
		猪股山		300	▲300	0		〃	
	身近な鳥獣生息地	極楽寺山	期間更新	100		100	H28.11.1～H38.10.31		

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動（ha）			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
H28		もみのき森林公園	期間更新	400		400	H28.11.1～H38.10.31		
	H28　計			6,886	▲1,144	5,742			
	合　計			41,181	▲5,290	35,891			

２　特別保護地区の指定

（１）方　針

①　指定に関する中長期的な方針

既に指定している特別保護地区については，引き続きその良好な鳥獣の生息環境の保全を図るため，本計画期間中に存続期間が終了する地区は再指定することを基本とし，関係市町，利害関係人及び地元住民の合意形成に努める。特別保護地区の新たな指定については，鳥獣による農林水産業被害の状況等地域の実情や一定の行為が制限されることに対する地元関係者の意見を踏まえるとともに，指定区分ごとの方針に照らし，検討するものとする。

②　指定区分ごとの方針

１）森林鳥獣生息地　良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定を検討する。
２）大規模生息地　当該保護区において必要と認められる中核地区について指定を検討する。
３）集団渡来地　渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定を検討する。
４）集団繁殖地　保護対象となる鳥類等の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定を検討する。
５）希少鳥獣生息地　保護対象となる鳥類等の繁殖，採餌等に必要と認められる中核的地区について指定を検討する。
６）生息地回廊　保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定を検討する。
７）身近な鳥獣生息地　鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定を検討する。

特別保護指定区域　特別保護地区内において，人の立入り，車両等の乗入れ等により，保護対象となる鳥獣の生息，繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定を検討する。

（２）特別保護地区指定計画　　（第３表）

区分		鳥獣保護区の設定目標	既設鳥獣保護区（A）		本計画期間に指定する特別保護地区（再指定を含む）						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				年度	H24	H25	H26	H27	H28	計(B)	H24	H25	H26	H27	H28	計（C）
森林鳥獣生息地	箇所	24	5	箇　所			2		2	4						0
	面積	720	1,378	変動面積			658		517	1,175						0
集　団渡来地	箇所	ー	1	箇　所			1			1						0
	面積	ー	6,230	変動面積			6,230			6,230						0
身近な鳥獣生息	箇所	ー	2	箇　所					1	1						0
	面積	ー	352	変動面積					377	377						0
計	箇所	24	8	箇　所			3		3	6						0
	面積	720	7,962	変動面積			6,888		854	7,742						0

区分		本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特別保護地区（祭指定を含む）							計画期間中の増減※	計画終了時の鳥獣保護区※※
	年度	H24	H25	H26	H27	H28	計(D)	H24	H25	H26	H27	H28	計(E)			
森林鳥獣生息地	箇　所						0						0	箇所	0	5
	変動面積						0						0	面積	0	1,378
集　団渡来地	箇　所						0						0	箇所	0	1
	変動面積						0						0	面積	0	6,230
身近な鳥獣生息	箇　所						0						0	箇所	0	2
	変動面積						0						0	面積	0	352
計	箇　所						0						0	箇所	0	8
	変動面積						0						0	面積	0	7,962

※　箇所数：　B－E　　面積：B+C－D－E　　※※箇所数：　A+B－E　　面積：A+B+C－D－E

（第４表）

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
H26	森林鳥獣生息地	帝釈峡	730	H26.11.1～H36.10.31	159	H26.11.1～H36.10.31			再指定
		三段峡	1,350		499				
	集団渡来地	斎島周辺	9,340				6,230	H26.11.1～H36.10.31	
	H26　計	３箇所	11,420		658				
H28	森林鳥獣生息地	比婆山	3,233	H28.11.1～H38.10.31	403	H28.11.1～H38.10.31			再指定
		苅尾	638		114				
	身近な鳥獣生息地	もみのき森林公園	400		337				
	H28　計	３箇所	4,271		854		6,230		
合　　計		６箇所	15,691		1,512		6,230		

３　休猟区・特例休猟区の指定

鳥獣による農林水産物への被害の増大により，第９次鳥獣保護事業計画以降，新規指定を行っておらず，現在県内には指定区域はない。

キジ，ヤマドリ等の狩猟資源の保護が必要な区域については，農林水産物の被害状況，鳥獣の生息状況や利害関係人の意向を踏まえたうえで，特定鳥獣保護管理計画対象獣（イノシシ，ニホンジカ）の狩猟が可能な特例休猟区の指定を検討することとする。

４　鳥獣保護区の整備等

（１）方　針

管理施設の設置方針　鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設ける等，管理のための施設を整備するものとする。

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し，指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には，保全事業の実施により生息環境を改善することを検討する。

（２）整備計画

①　管理施設の設置

（第５表）

区　分	H24		H25		H26		H27		H28		計	
	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量
標識類の整備	5	15	13	39	21	63	7	21	10	30	56	168

② 調査，巡視等の計画　（第 6 表）

区　分		H24	H25	H26	H27	H28
巡　視 （鳥獣保護員）	箇所数	105	103	102	102	102
	人数	43	43	43	43	43
調　　査		翌年度更新等計画している鳥獣保護区を中心に実態調査を実施する。				

第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1　鳥獣の人工増殖

希少鳥獣等の人工増殖については県で実施していないが，今後，種の保存を目的として取り組むことも想定されるため，必要な情報の収集に努める。

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするキジについては，放鳥計画に対応する羽数が確保できるように優れた養殖技術を有する生産者からの購入により必要数を確保する。

2　放鳥獣

（1）方　針

キ　　ジ　野生化訓練を終えた成鳥を放鳥する。放鳥場所は効果を高めるためキジの生息適地及び鳥獣保護区等に重点的に行なう。放鳥するオスキジには標識（足環）を取り付け，放鳥効果測定調査を行なう。

外来鳥獣等　外来鳥獣等については，在来種との交雑，生息地や餌の競合等により生態系をかく乱し生物多様性を損なう恐れがあること等から，放鳥獣を行わないように指導する。

（2）放鳥計画及び種鳥の入手計画

（第 7 表）

種類名	放鳥の地域	H24	H25	H26	H27	H28
キ　ジ	鳥獣保護区・一般猟野 （生息適地に限る）	2,000羽	2,000羽	2,000羽	2,000羽	2,000羽

入手計画　（第 8 表）

種類名	入手方法	H24	H25	H26	H27	H28
キ　ジ	購　　入	2,000羽	2,000羽	2,000羽	2,000羽	2,000羽

第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

１　鳥獣の区分と保護管理の考え方

（１）希 少 鳥 獣

広島県レッドデータブックにおいて絶滅危惧種として掲載されている希少鳥獣については，その適切な保護管理のため，自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの生息調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

（２）狩 猟 鳥 獣

狩猟の対象として資源的価値等を有し，かつ，生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ，一般的に狩猟の対象となり得るものとして，その捕獲等により個体数の抑制が期待できる狩猟鳥獣については，生息状況や被害状況の把握に努め，必要に応じ休猟区や捕獲等の制限緩和等の制度を活用し，被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

（３）外来鳥獣等

本来，国内に生息地を有しておらず，人為的に海外から導入された鳥獣であって，農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については，当該外来鳥獣等を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。

（４）一 般 鳥 獣

希少鳥獣，狩猟鳥獣，外来鳥獣以外の一般鳥獣については，自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況の把握に努め，極端な増加又は減少，農林水産業被害等の発生状況を踏まえ，必要に応じ，希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。

２　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

（１）許可しない場合の基本的考え方

次の場合にあっては，許可をしないものとする。

①　捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

②　捕獲等または採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ，絶滅のおそれを著しく増加させる等，鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合

ただし，外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ，今後被害が予想される地域において当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は当該鳥獣を根絶又は抑制するため，積極的な有害鳥獣捕獲を行うものとする。

③　鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等，捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

④　捕獲等又は採取等に際し，住民の安全の確保又は社寺境内，墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

⑤　特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって，特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合，又は，特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第９条第３項第４号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

⑥　法第３６条及び規則第４５条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合

ただし，法第３７条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては，この限りでない。

⑦　愛がん飼養の目的の捕獲を行う場合

（２）許可する場合の基本的考え方

①　学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は，当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの）であって，適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

②　鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害等」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に，その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に，外来鳥獣等については，当該鳥獣を根絶又は抑制するため，積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

③　特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は，人と鳥獣との適切な関係の構築をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として，地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④　その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては，原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

また，鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念に逆らうだけでなく，鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので，使用のための捕獲規制又は採取規制の強化に努めるものとし，鳥獣の愛玩飼養のための捕獲は廃止するものとする。

１）鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的　鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があって捕獲又は採取する場合

２）傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的　鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が，傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

３）博物館，動物園その他これに類する施設における展示の目的　博物館，動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

４）養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的　鳥類の人工養殖を行っている者が，遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合

５）鵜飼漁業への利用　鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合

６）伝統的な祭礼行事等に用いる目的　伝統的な祭礼行事等に用いる場合

７）前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的　環境教育に利用する目的，環境影響評価のための調査，被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等

（３）わなの使用にあたっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請にあっては，以下の基準を満たすものとする。ただし，①１）のくくりわなの輪の直径については，捕獲場所，捕獲時期，クマ類の生息状況等を勘案して，錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には，以下によらないことができるものとする。

①　獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く）

１）くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は，原則として輪の直径が１２センチメートル以内であり，締付け防止金具を装着したものであること。

２）とらばさみを使用した方法での許可申請は原則認めないものとする。

②　イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は，①１）の規制に加えてワイヤーの直径が４ミリメートル以上であり，よりもどしを装着したものである，こと。

ただし，くくりわな架設禁止区域以外の地域での許可申請の場合は，①の１）の直径に係る規制を解除し，締付け防止金具及びよりもどしを装着し，ワイヤーの直径が４ミリメートル以上であること。

③　ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

箱わなに限るものとする。

（４）許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は，期間の限定，捕獲する区域の限定，捕獲方法の限定，鳥獣の種類及び数の限定，捕獲物の処理の方法，捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持，捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定，見回りの実施方法等について付すものとする。特に，住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には，住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

（５）許可権限の市町長への移譲

知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については，当該種の生息数及び分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し，適切に市町長に移譲し，特定計画との整合等，円滑に制度の運営が図られるよう努めるものとする。また（９）に示す場合及び法第１２条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町長に移譲する場合等，移譲後特に慎重な保護管理が求められる場合については，当該市町における十分な判断体制の整備等に配慮するものとする。

捕獲許可に係る権限を市町長に移譲する場合は，法，規則，基本指針及び鳥獣保護事業計画に従い適切に業務が執行され，必要な許可事務の執行状況報告が行われるよう配慮するものとする。

なお，捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町に及び，多数の申請が必要になる場合には，市町間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り，申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

（６）捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては，実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに，事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また，わなの使用に当たっては，以下の事項について措置されるようにするものとする。

① 法第９条第１２項に基づき，猟具ごとに，住所，氏名，電話番号，許可年月日及び許可番号，捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし，捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において，猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては，猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

② ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については，地域の実情を踏まえつつ，ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けた箱わなや囲いわなの使用に努めるよう指導するものとする。また，ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように，放獣体制等の整備に努めるものとする。

（７）捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については，鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう，原則として持ち帰ることとし，やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設すること等により適切に処理し，山野に放置することのないよう指導するものとする。（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第１９条で定められた場合を除く。）。さらに捕獲物等が，鳥獣の保護管理に関する学術研究，環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また，捕獲物等は，違法なものと誤認されないようにする。特に，ツキノワグマについては，違法に輸入され国内で密猟された個体の流通を防止する観点か

ら，目印標（製品タッグ）の装着により，国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。
なお，捕獲個体を致死させる場合は，できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。
さらに，錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと，放鳥獣の検討を行うこと，狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること，また，捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第９条第１項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。
ただし，錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから，生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には，あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し，適切に対応するよう努めることとする。

（８）捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には，捕獲等又は採取等の実施者に対し，実施した地点，日時，種名，性別捕獲物又は採取物，捕獲努力量等についての報告を，必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また，錯誤捕獲の情報についても収集に努めるものとする。特に，傷病鳥獣の保護捕獲においては，上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め，保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。
また，必要に応じて捕獲等又は採取等の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

（９）保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

ツキノワグマ等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし，継続的な捕獲が必要となる場合は，生息数や生息密度の推定に基づき，捕獲数を調整する等，適正な捕獲が行われるようにするものとする。このような種については，有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに，地域の関係者の理解のうえに，捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等，生息数の確保に努めることも検討するものとする。

３　学術研究を目的とする場合

（１）学術研究

①　研究の目的及び内容　　次の１）から４）までのいずれにも該当するものであること。
１）主たる目的が，理学，農学，医学又は薬学等に関する学術研究であること。ただし，学術研究が単に付随的な目的である場合は，学術研究を目的とした行為とは認めない。
２）鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では，その目的を達成することができないと認められること。
３）主たる内容が鳥獣の生態，習性，行動，食性，生理等に関する研究であること。また，長期にわたる研究の場合は，全体計画が適正なものであること。
４）研究により得られた成果が，学会又は学術誌等により，原則として，一般に公表されるものであること。

②　許可対象者　　理学，農学，医学，薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

③　鳥獣の種類・数　　必要最小限の種類又は数（羽，頭，個）
ただし，外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には，適切な種類又は数（羽，頭，個）とする。

④　期　間　　１年以内

⑤　区　域　　必要最小限の区域とし，原則として，特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし，特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥ **方　法**　　次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし，他に方法がなく，やむを得ない事由がある場合は，この限りでない。

１）法第１２条第１項又は第２項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

２）殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は，研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

⑦ **鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置**　　原則として，次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

１）殺傷等を伴う場合は，研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

２）個体識別のため，指切り，ノーズタッグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

３）電波発信機，足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については，目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。
なお，電波発信機を装着する場合には，原則として，必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

４）装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には，標識の情報を公開するよう努めること。

（２）標識調査（環境省足環を装着する場合）

① **許可対象者**　　国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② **鳥獣の種類・数**　　原則として，標識調査を主たる業務として実施している者にあっては，鳥類各種各 2,000 羽以内，３年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあっては，同各 1,000 羽以内，その他の者にあっては同各 500 羽以内。
ただし，特に必要が認められる種については，この限りでない。

③ **期　間**　　１年以内

④ **区　域**　　原則として，規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし，特に必要が認められる場合は，この限りでない。

⑤ **方　法**　　原則として，網，わな又は手捕とする。

４　鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

（１）有害鳥獣捕獲の基本的考え方

被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し，その結果，被害等が生じているか又はそのおそれがあり，原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし，外来鳥獣についてはこの限りではない。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては，関係部局等と連携のうえ，被害防除施設の整備，未収穫物の撤去等の被害防止対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

（２）鳥獣による被害発生予察表の作成

① 予 察 表

（第９表）

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期（月）												被害発生地域
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
ニホンジカ	造林木，稲，野菜，果樹，芋類，豆類，飼料作物ほか	←	→				←						→	広島市，呉市，竹原市，三原市，府中市，三次市，庄原市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，安芸太田町，北広島町，世羅町，神石高原町
イノシシ	稲，野菜，果樹，芋類，豆類麦類，雑穀類，飼料作物ほか	←											→	県内一円
サル	稲，野菜，果樹，芋類，豆類雑穀類ほか	←											→	広島市，呉市，三原市，尾道市，福山市，府中市，三次市，庄原市，東広島市廿日市市，安芸高田市，海田町，安芸太田町，神石高原町
タヌキ	稲，野菜，果樹，芋類，豆類雑穀類ほか						←				→			広島市，呉市，竹原市，三原市，福山市，府中市，庄原市，大竹市，東広島市江田島市，北広島町，大崎上島町，神石高原町
ノウサギ	豆類	←			→				←				→	東広島市
サギ類(チュウサギを除く)	養殖魚介類，稲ほか	←						→						福山市，三次市，庄原市，東広島市，安芸高田市，神石高原町
スズメ	稲，野菜，果樹，豆類，雑穀類				←			→						呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，三次市，庄原市，東広島市大崎上島町，神石高原町
ヒヨドリ	稲，野菜，果樹，芋類，豆類	←											→	広島市，呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，三次市，大竹市，東広島市，北広島町，大崎上島町，世羅町
カラス	稲，野菜，果樹，芋類，豆類雑穀類，飼料作物ほか	←											→	広島市，呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，府中市，三次市，庄原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市江田島市，安芸太田町，北広島町，大崎上島町，世羅町，神石高原町
ハト類	野菜，豆類，雑穀類，糞公害	←											→	県内市街地，呉市，竹原市，尾道市，福山市，東広島市，北広島町
ヌートリア※	稲，野菜，芋類ほか	←											→	広島市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，三次市，庄原市東広島市，安芸太田町，北広島町，神石高原町（県内一円）
アライグマ※	野菜，果樹，芋類　ほか	←											→	三次市，庄原市，安芸太田町
カワウ	養殖魚介類　ほか	←											→	県内河川流域，沿岸部（県内一円）

※特定外来生物

② 予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という）は，①で示した鳥獣を対象として，常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。また，①で示した鳥獣の中でもニホンジカ等の特定計画が作成されている鳥獣については，特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては，鳥獣の種類別，四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては，過去５年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について，地域の実情に応じ，学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ，調査及び検討を行うものとする。また，予察表においては，被害発生のおそれのある地区ごとに，農林水産物の被害や作付けの状況，鳥獣の生息状況の推移等を勘案し，被害・影響の発生地域，時期等の予察をするものとする。さらに，捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等，許可の方針を明らかにするものとする。

なお，予察表に係る被害等の発生状況については，毎年点検し，その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等，予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

（３）鳥獣の適正管理の実施

① 方　針

農林業被害が増大しているイノシシ，ニホンジカ等の有害鳥獣捕獲について，市町，関係団体等で設置している鳥獣害対策協議会等で効果的な被害防除方法を検討する。

② 防除方法の検討，個体数管理の実施等の計画

イノシシ，ニホンジカについて，生息捕獲状況及び被害状況に関する情報収集を継続する。また，市町へ捕獲許可権限を移譲した種のうち，行動圏が広域に及ぶものの捕獲状況等については，特に迅速，的確な把握に努める。

（第 10 表）

対象鳥獣名	年　度	防除方法の検討，個体数管理の実施等	備　　考
イノシシ，ニホンジカ等有害鳥獣	Ｈ２４～Ｈ２８	生息捕獲状況と被害状況等に関する情報収集	

（４）有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

① 方　針

被害等の発生予察，有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して，鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとし，概ね次の方針により迅速かつ的確に処理するものとする。

なお，細部については別に定める「有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲許可事務処理要領」による。

１）狩猟鳥獣，カワウ，ダイサギ，コサギ，トビ，ウソ，オナガ，ニホンザル，特定外来生物である外来鳥獣，その他の外来鳥獣等（タイワンシロガシラ，カワラバト（ドバト），ノヤギ等）以外の鳥獣については，被害等が生じることはまれであり，従来の捕獲実績もごく少数であることから，これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては，被害の実態を十分に調査するとともに，捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等，特に慎重に取扱うものとする。

２）環境省レッドデータブックの地域個体群であり，広島県野生生物の種の保護に関する条例の指定野生生物種であるツキノワグマをはじめ，ニホンイタチヤマドリ等の広島県レッドデータブックに絶滅のおそれのある種として掲載されている種，及びその他捕獲圧の影響を受けやすい種等保護に留意する必要

がある種については，捕獲許可及びその実施は，特に慎重に取扱うこととする。

3）外来鳥獣による被害等の防止を図る場合においては，当該外来鳥獣を根絶または抑制するため，積極的な有害鳥獣捕獲を行うものとする。

4）過去の被害の実態から当年度も甚大な被害を与えると予想されるイノシシ等の鳥獣については，市町有害鳥獣捕獲対策協議会において策定する被害発生予察表及び年間捕獲計画に基づき許可することとし，被害への迅速な対応を図る。

5）捕獲実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講ずるものとし，また事前に関係地域住民等へ周知させるとともに，鳥獣捕獲許可証又は従事者証等を携帯させるものとする。また，必要に応じて，捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

6）市町又は法人が有害鳥獣捕獲隊を編成して捕獲を行なう場合にあっては，指揮監督の適正を期するため，それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに，従事者の台帳を整備するものとする。

7）鳥獣保護区，自然公園等一般に狩猟が禁止されている区域内での有害鳥獣捕獲については，被害の状況を把握し生息状況を勘案して，その都度必要最小限の範囲で許可することとする。

8）有害鳥獣捕獲許可については，市町が地域の実情に応じて対応することとする。この場合，県は鳥獣保護事業計画の目標が達成されるよう，捕獲報告を受け，情報を提供し，必要な調整に努めるものとする。知事の権限に属する事務を市町が処理する場合において，鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは，県は当該市町に対し，当該事務に必要な指示を行うものとする。

9）県は鳥獣の保護管理の適正な推進を図るうえで資料を必要とする場合には，捕獲個体の種ごとに，捕獲地点，日時，種名，性別，捕獲物の処理等についての報告を，必要に応じて写真又はサンプルを添付させる等して，捕獲実施者に対し求めるものとする。

② 許可基準 （第 11 表）

許可権者	鳥獣名	方法 ※1→5）参照	時期	留意事項	主な被害農林水産物等	備考
県	ツキノワグマ	箱わな，（銃器）	（4 月～3 月）	広島県ツキノワグマ放獣実施要領に基づき個体を放獣もしくは捕殺する。	果樹，養蜂，造林木，稲，人畜	ＲＤＢ
市町	ニホンジカ	銃器，わな	4 月～10 月，3 月（11 月～2 月）	メスジカの捕獲に努める	造林木，稲，果樹，野菜	
	イノシシ				稲，芋類，野菜，果樹，豆類	
	タヌキ				果樹	
	イタチ				野菜	ＲＤＢ
	ヌートリア				稲，野菜，芋類	特定外来生物
	アライグマ				果樹，野菜	特定外来生物
	サル	銃器，箱わな	4 月～3 月		野菜，果樹，豆類，椎茸，栗	
	ヤマドリ	銃器，網	（8 月～3 月）			ＲＤＢ
	スズメ		6 月～10 月，（11 月～3 月）	鳥類の卵については，現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難である場合，又は巣を除去する必要がある場合で，卵の採取を行わなければ，被害防止の目的を達成できない場合に許可することとする。	稲	
	ヒヨドリ		4 月～10 月，3 月（11 月～2 月）		野菜，果樹	
	カラス類	銃器，網，箱わな			野菜，果樹，豆類	
	キジバト	銃器，網			豆類，野菜	
	カモ類（狩猟鳥獣）				蓮根，養殖海苔，稲	
	カワウ				養殖魚介類，稲，糞公害	
	サギ類（チュウサギを除く）		4 月～3 月	原則コロニーの繁殖期の許可はしない。	養殖魚介類，稲，糞公害	
	チュウサギ		8 月～3 月	原則コロニーの許可はしない。	養殖魚介類，稲，糞公害	
	ドバト	銃器，網，箱わな	6～10 月，（11 月～3 月）		糞公害	
	カモ類（狩猟鳥獣以外）	銃器，網	（4 月～3 月）		蓮根，養殖海苔，稲	ＲＤＢを含む
	その他		必要最小限の期間			

※（　　）は特に必要と認められる場合のみ，その都度許可する。

1）許可対象者

ア　捕獲実施者は，原則として，被害者又は被害者から依頼された個人又は法人(法第９条第８項に規定する「国，地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲又は採取等をすることができるものとして環境大臣が定める法人」をいう。（以下同じ。）にであって，銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第一種又は第二種銃猟免許を所持する者），また，銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

イ　狩猟免許を受けていない者が住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において，小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより，イタチ，カラス，ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合は許可することができる。ただし，法第９条第３項各号のいずれかに該当する場合，捕獲した個体の

適切な処分ができないと認められる場合は許可をしないものとする。

ウ　捕獲又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には，被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握しているものが含まれるよう指導するものとする。

エ　法人に対する許可に当たっては，その従事者に原則として狩猟免許所持者が含まれ，かつ当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術，安全性等が確保されていると認められる場合は，従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合，当該免許を受けていない者は，当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は，地域の関係者と十分な調整を図り，有害鳥獣捕獲の効率的な実施に努めるものとする。

※上記エの「狩猟免許を有しない従事者を含む有害鳥獣捕獲」のに当たっての留意事項

（ア）使用する猟具

箱わな及び囲いわなを基本とする。ただし，地域の合意形成が図られ，鳥獣の保護及び住民の安全性が確保される場合は，くくりわな等も認めるものとする。

（イ）捕獲技術，安全性の確保

安全性等の確保が認められる場合とは，有害鳥獣捕獲許可を行う市町等の同許可の申請主体において，狩猟者団体や当該法人が実施する補助者に対する講習会や研修を通じて，使用する猟具の設置や撤収方法の習熟，捕獲個体の処理方法や処理体制の整備等がなされていること。

また。事故の発生の補償に対応するため，有害鳥獣捕獲許可を受けた法人が，保険へ加入していることをいう。

（ウ）役割分担

捕獲従事者や周辺住民等の安全を確保するため，鳥獣の生態や鳥獣の生息地等地理的条件に詳しく，狩猟の経験と知識を有する狩猟免許所持者が，補助者を適切に指揮・監督しなければならない。そのため，当然のことながら免許所持者が従事者に含まれていることが不可欠である。作業の特殊性から，捕獲技術を習得している免許所所持者と免許不所持者は同等の行為を行うことは困難であり，法令面でも課題がある。わなの設置及び撤去，止めさし行為は免許所持者が主体的に行うこととし，免許不所持者はあくまでも補助者として，わなの点検，餌置き，通報等の補助的業務が主たる役割となる。そのため，実施に当たっては，免許所持者と免許不所持者の間において，実施すべき内容について十分な業務領域の確認にとどまらず，連絡を蜜にし作業に従事するものとする。

（エ）地域の関係者との十分な合意形成

捕獲の実施は，地元住民，地元狩猟団体，農林業者，行政等の合意形成を必要とする。また，実施内容を地域住民等へ周知するため，広報誌や住民説明会等を通じた広報活動を実施し，地域の現状の認識共有を図ることが大切であり，実施体制，役割分担等，地域の実情に応じた体制を構築していくなど，補助者を始めとする関係者が法令違反を引き起すことなく，所期の目的を達成するよう適切に指導するものとする。

２）鳥獣の種類・数

ア　有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は，現に被害等を生じさせ，または，そのおそれのある種とするまた，

イ　捕獲等又は採取等の数は，被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽，頭，個）であるものとし，一人あたりの捕獲頭（羽）数の基準は特に定めないものとする。

ウ　外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には，ア，イは適用しない。

３）期　間

ア　年間捕獲実施計画に基づく捕獲隊による捕獲については，許可基準に基づく時期を基準とし，個人の場合は，必要最小限の期間内とする。

イ　有害鳥獣捕獲の期間は，原則として被害が生じている時期のうち，最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって，地域の実情に応じた有害鳥獣捕

獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とする。ただし，被害等の発生が予察される場合，飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は，この限りではない。

ウ　有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

エ　狩猟期間中及びその前後における有害獣捕獲の許可については，登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう，当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する等適切に対応するものとする。

オ　予察捕獲の許可については，被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

４）区　域

ア　市町及び対象法人の場合は，当該市町の区域，個人の場合は，必要最小限の範囲とする。

イ　有害鳥獣捕獲を実施する区域は，被害等の発生状況に応じ，その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし，その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

ウ　被害等が複数の市町にまたがって発生する場合においては，被害等の状況に応じ市町を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等，これが効果的に実施されるよう市町に助言するものとする。また，被害等が周辺の県にまたがって発生する場合においては，関係県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等，県の連携を図るものとする。

エ　鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は，鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率等の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし，この場合，他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するものとする。特に，集団渡来地，集団繁殖地，希少鳥獣生息地の保護区等，鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては，捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

５）方　法

ア　空気銃を使用した捕獲等は，対象を負傷させたままとり逃がす危険性があるため，大型獣類についてはその使用を認めない。ただし，取り逃がす危険性が少ない状況において使用する場合については，この限りでない。

イ　鉛製銃弾の使用禁止区域にあっては，禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。また，猛禽類の鉛中毒を防止するために，鳥獣の捕獲等に当たっては，鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めるものとする。

ウ　有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採り，結果として，被害等の発生の要因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

（５）有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

①　方　針

市町ごとに捕獲隊（１班２０名程度）を編成して有効な有害鳥獣捕獲体制を整備する。また，捕獲隊だけでは被害が沈静化しない市町については，個人による有害鳥獣捕獲の実施を推進する。ニホンジカ，イノシシに対してはわなを使用した捕獲を推進するとともに，特定鳥獣保護管理計画に基づいた捕獲を行う。

②　捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域　（第 12 表）

対象鳥獣名	対象地域	備　　考
全ての有害鳥獣	当該市町	概ね全ての市町で捕獲隊が編成されている。

③　指導事項の概要

有害鳥獣捕獲にあたっては，鳥獣保護の理念を逸脱しないよう十分配慮し，捕獲数量も必要最小限とするよう指導するほか，次の事項に留意する。

１）隊員の資質の向上

２）捕獲技術の向上

３）事故防止

５　特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

（１）許可対象者

原則として，銃器を使用する場合は第１種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第１種銃猟又は第２種銃猟免許を所持する者），又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。また，捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から，それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。さらに，実施者の数は必要最小限であること。このほか，被害等の発生状況に応じて，共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。

（２）鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は，特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽，頭，個）であること。

（３）期　間

①　特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。

②　捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

③　狩猟期間中及びその前後における許可については，登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう，当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する等，適切に対応すること。

（４）区　域

特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

（５）方　法

空気銃を使用した捕獲等は，対象を負傷させたままとり逃がす危険性があるため，大型獣類についてはその使用を認めない。ただし，取り逃がす危険性が少ない状況において使用する場合については，この限りでない。なお，鉛製銃弾の使用禁止区域にあっては，禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。また，猛禽類の鉛中毒を防止するために，鳥獣の捕獲等に当たっては，鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めるものとする。

６　その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については，原則として次の基準によるものとする。

（１）鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

①　**許可対象者**　　国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員。

②　**鳥獣の種類・数**　　必要と認められる種類及び数（羽，頭，個）

③　**期　間**　　１年以内

④　**区　域**　　申請者の職務上必要な区域

⑤　**方　法**　　原則として，法第１２条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。
ただし，他の方法がなく，やむを得ない事由がある場合は，この限りでない。

（２）傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

① **許可対象者**　　国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員，鳥獣保護員その他特に必要と認められる者
② **鳥獣の種類・数**　　必要と認められる種類及び数（羽，頭，個）
③ **期　間**　　１年以内
④ **区　域**　　必要と認められる区域
⑤ **方　法**　　原則として，法第１２条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。
ただし，他の方法がなく，やむを得ない事由がある場合は，この限りでない。

（３）博物館，動物園その他これに類する施設における展示の目的

① **許可対象者**　　博物館，動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
② **鳥獣の種類・数**　　必要最小限の種類及び数（羽，頭，個）
③ **期　間**　　６ヶ月以内
④ **区　域**　　原則として，規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし，特に必要が認められる場合は，この限りでない。
⑤ **方　法**　　原則として，法第１２条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。
ただし，他の方法がなく，やむを得ない事由がある場合は，この限りでない。

（４）養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

① **許可対象者**　　鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。
② **鳥獣の種類・数**　　人工養殖が可能と認められる種類で必 要最小限の数（羽，個）とし，放鳥を目的とする場合は放鳥予定地の個体とする。
③ **期　間**　　６ヶ月以内
④ **区　域**　　原則として，住所地と同一県内の区域（規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。）
ただし，特に必要が認められる場合は，この限りでない。
⑤ **方　法**　　網，わな又は手捕

（５）鵜飼漁業への利用

① **許可対象者**　　鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者
② **鳥獣の種類・数**　　必要最小限
③ **期　間**　　６ヶ月以内
④ **区　域**　　原則として，規則第７条第１項第６号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし，特に必要が認められる場合は，この限りでない。
⑤ **方　法**　　手捕。ただし，他に方法がなく，やむを得ない事由がある場合は，この限りでない。

（６）伝統的な祭礼行事等に用いる目的

① **許可対象者**　　祭礼行事，伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも，現在まで継続的に実施されてきたものに限る）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により，当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)。

② **鳥獣の種類・数**　必要最小限。捕獲し，行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。
③ **期　間**　３０日以内。
④ **区　域**　原則として，規則第７条１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし，特に必要が認められる場合は，この限りでない。
⑤ **方　法**　原則として，法第１２条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。ただし，他の方法がなく，やむを得ない事由がある場合は，この限りでない。

（７）前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお，環境教育の目的，環境影響評価のための調査，被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は，学術研究に準じて取り扱うものとする。特に，環境影響評価のための調査を目的とする捕獲については，当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。

７　鳥類の飼養登録

（１）方　針

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることから，個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう配慮する。

（２）飼養適正化のための指導内容

① 登録票の更新は，飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
② 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については，羽毛の光沢や虹彩色，行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により，個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず，毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとし，装着許可証の装着は交付者が自ら行うなど不正が行われないよう留意するものとする。
④ 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合，譲渡の経緯等を確認することにより１人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。また，違法に捕獲した鳥獣については，飼養についても禁止されているので，不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

８　販売禁止鳥獣等

（１）許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては，以下の①，②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

① 販売の目的が規則第２３条に規定する目的に適合すること
② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等，販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等，その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと

（２）許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は，販売する鳥獣の数量，所在地及び販売期間，販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。

第五　特定猟具使用禁止区域，特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

１　特定猟具使用禁止区域の指定

（１）方　針

銃猟による事故が頻発している地区，学校の所在する地区，学校や通学路の周辺その他銃猟による事故発生のおそれのある区域や，自然観察路その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域について，特定猟具使用禁止区域に指定することを検討する。農業被害の増加を理由として既存の禁止区域を解除又は区域縮小する例もみられるため，指定に際しては，農業被害の状況等地域の実情を踏まえ，地元関係者の意見調整を十分に行うこととする。

銃猟に伴う危険を予防するため，第１０次計画終了時（平成２３年度）で４４箇所，３４，７０５ｈａの特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定し，一定の効果を上げているため，本計画期間中に存続期間を終了する特定猟具（銃器）禁止区域については，地元関係者の意見を踏まえた上で，引き続き１０年間指定することを基本とする。

また，学校や通学路の周辺，子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺，自然観察路，野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所，その他わな猟による事故発生のおそれの高い地域については，地元関係者の意見を踏まえ，指定を検討するものとする。

（２）特定猟具使用禁止区域指定計画

（第 13 表）

区　分		既指定特定猟具使用禁止区域（A）		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
			年度	H24	H25	H26	H27	H28	計(B)	H24	H25	H26	H27	H28	計（C）
銃猟に伴う危険を防止するための区域	箇所	44	箇所	10	2	2	2		16						0
	面積	34,705	変動面積	3,253	489	202	404		4,348						0
わな猟に伴う危険を防止するための区域	箇所	0	箇所						0						0
	面積	0	変動面積						0						0

区分		本計画期間に区域縮小する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域							計画期間中の増減※	計画終了時の特定猟具使用禁止区域※※
	年度	H24	H25	H26	H27	H28	計(D)	H24	H25	H26	H27	H28	計（E）			
銃猟	箇所						0	11	2	2	2		17	箇所	▲1	43
	変動面積						0	3,369	489	202	404		4,464	面積	▲116	34,589
わな猟	箇所						0						0	箇所	0	0
	変動面積						0						0	面積	0	0

※　箇所数：　B－E　　面積：B+C－D－E　　※※箇所数：　A+B－E　　面積：A+B+C－D－E

（３）特定猟具使用禁止区域指定内訳　　（第 14 表）

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	所　在　地	名　称（特定猟具）	面積	指定期間	備考	所在地	名称	面積	指定期間	備考
H24	福山市	沼南（銃器）	28	10年	再指定					
	福山市駅家町	服部大池（銃器）	28							
	広島市安佐北区安佐町	広島市青少年野外活動センター（銃器）	77							
	尾道市因島田熊町	田熊（銃器）	290							
	尾道市向島町	津部田（銃器）	120							
	尾道市瀬戸田町	高根（銃器）	555							
	尾道市瀬戸田町	観音山（銃器）	795							
	尾道市向島町	観音崎（銃器）	28							
	福山市内海町	内海（銃器）	1,277							
	府中市上下町	湯ヶ丘（銃器）	56							
	H24　計		3,253					0		
H25	三原市本郷町	新広島空港・中央森林公園（銃器）	424	10年	再指定					
	福山市熊野町	熊野（銃器）	65							
	H25　計		489					0		
H26	尾道市	鳴滝山（銃器）	80	10年	再指定					
	世羅郡世羅町	三川ダム（銃器）	122							
	H26　計		202					0		
H27	福山市，府中市	芦田川（銃器）	350	10年	再指定					
	呉市，東広島市	黒瀬川（銃器）	54							
	H27　計		404					0		
	合　計		4,348					0		

※H24　馬場ヶ原特定猟具（銃器）使用禁止区域（面積 116ha，指定期間　H17．11．1～H27．10．31）を解除する予定

２　特定猟具使用制限区域の指定

捕獲禁止区域等の解除に伴う狩猟の集中による事故防止のため，計画期間内にその必要性があれば指定する。

３　猟区の設定

狩猟鳥獣の生育数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から，猟区の整備に努める。

4　指定猟法禁止区域

（1）方　針

水鳥の鉛中毒防止のため，現在指定している鉛散弾使用禁止区域を維持し，また，狩猟者の入込み状況や地理的な位置等を勘案し，規制の必要性及び普及効果が高いと思われる水辺域について，新たな指定を検討する。

（2）指定計画

①　全体計画

（表 15 表）

年　度	指定猟法の種類	箇所数	面積（ha）	備考
H12	鉛散弾使用	1	6	永久　光林寺池鉛散弾使用禁止区域　H19 法第 12 条第 2 項から移行

②　個別計画

な　し

第六　特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1　特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

ニホンジカ，イノシシ等一部の野生鳥獣は，地域的に増加又は分布を拡大し，農林業被害の拡大，食害による植生の衰退や本来の生態系のかく乱等の問題を生じている。その一方，ツキノワグマは，環境省のレッドデータブックで絶滅が危惧される地域個体群に指定されており，かつ広島県野生生物の種の保護に関する条例により指定野生生物種に指定されている。こうした野生鳥獣の生息状況の変化に対応するため，科学的知見を踏まえながら，専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し，科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し，地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより，人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的とする。

（第 16 表）

計画策定年度	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間（予定）	対象区域	備　考
H24	人身，農作物等被害を防止しつつ，地域個体群の長期に渡る安定的維持を図るための個体数調整・管理を行なう。	ツキノワグマ	H24.4.1～H29.3.31	県　全　域	
H24	個体数の増加により，農林業被害が急増しているため，狩猟期間の延長を行ない，被害の減少と適正な個体数維持を図る。	ニホンジカ	H24.4.1～H29.3.31 計画期間中必要に応じ改訂を検討する。	県　全　域 （島嶼部を除く）	
H24	個体数の増加による農林業被害が大きいため，狩猟期間の延長を行ない，被害の減少と適正な個体数維持を図る。	イノシシ	H24.4.1～H29.3.31 計画期間中必要に応じ改訂を検討する。	県　全　域	

（注）特定鳥獣保護管理計画の計画期間は鳥獣保護事業計画の計画期間内とする。

２　実施計画の作成に関する方針

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため，特定計画の対象地域のうち，市町及び市町内の地区（集落）等の行政界によって区分される地域または対象鳥獣の生息状況に基づく地域個体群の分布域等の区分により，実施計画の策定を検討する。計画期間は，対象種の生息状況に応じて，特定計画と整合の図られた期間とする。

第七　鳥獣の生息状況の調査に関する事項

１　基本方針

鳥獣保護管理対策を充実するための基礎資料とし，農林水産業に被害を及ぼす鳥獣の生息状況を明らかにし，被害発生状況を精査して鳥獣種ごとに有効な被害防除方法を確立するよう努める。また，狩猟鳥獣の生息状況の把握に努め，必要に応じて狩猟実態調査を実施し，狩猟の適正化を図る。なお，調査にあたっては，鳥獣保護団体及び狩猟関係団体の協力を得て実施する。

２　鳥獣保護対策調査

（１）方　針

県内に生息する鳥獣の種類，分布状況，生息数の推移等を把握するため，以下の調査を必要に応じ実施するものとする。

（２）鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣の種類，分布，繁殖の状況，出現の季節等とともに，必要に応じて，鳥獣の生態を調査するものとする。

（３）希少鳥獣等保護調査

（第 17 表）

対象鳥獣名	調査年度	調　査　方　法　・　内　容	調　査　地　域	調査時期
アビ，オオハム，シロエリオオハム	H24～H28	現地調査，聞き取り調査	呉市豊浜町	12月～3月
ツキノワグマ	H24～H28	目撃，捕獲情報分析等によるモニタリング調査	廿日市市吉和，山県郡，安芸高田市，三次市等	4月～3月
	H26～H27	現地調査による生息状況調査		

（４）ガン・カモ類一斉調査

毎年１月中旬の，別に定められる日に実施する全国的な一斉調査を基本として行うものとする。

（第 18 表）

対象地域名	調査年度	調　査　方　法　・　内　容	備　考
県下主要地点	H24～H28	現地生息数調査を県職員等で実施する。必要に応じ日本鳥類保護連盟広島県支部及び日本野鳥の会広島県支部の協力により実施する。	全国一斉調査

３　鳥獣保護区等の指定・管理等調査

更新及び再指定等が予定されている鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域について，更新等の前年度にその管理状況を調査する。

４　狩猟対策調査

（１）方　針　　狩猟鳥獣の生息実態を把握し，狩猟の適正化を図る。また，狩猟者自身の狩猟鳥獣管理意識の高揚に役立てる。

（２）狩猟鳥獣生息調査　主な狩猟鳥獣の生息状況，生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。　（第 19 表）

対象鳥獣名	調査年度	調　査　内　容　，　調　査　方　法	備　　考
キジ，ヤマドリ，イノシシ，ニホンジカ キツネ，タヌキ，イタチ	H24～H28	狩猟期間中に，捕獲報告の集計等を狩猟者団体の協力を得て実施する。	

（３）放鳥効果測定調査　放鳥する個体に標識を付して，放鳥による効果を測定し，当該地域での定着状況を調査するものとする。　（第 20 表）

対象種類名	調査年度	放鳥数	標識の種類	標識装着数	調　査　方　法	備　考
キ　ジ	H24～H28	2,000	足環	1,000	オスキジに装着した標識の回収を狩猟者団体の協力を得て実施する。	

（４）狩猟実態調査

狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数，狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識，狩猟可能区域への狩猟者の立入り頻度及び錯誤捕獲等を調査し，状況を把握するよう努める。

５　有害鳥獣対策調査

（１）方　針　有害鳥獣の防除方法の確立に資するため，主要な有害鳥獣について，被害等の発生状況，鳥獣の分布，密度，行動圏，食性，繁殖状況，生息環境等を調査するものとする。

（２）調査の概要

農林作物被害の多いニホンジカ，イノシシ，また，絶滅のおそれがありながら人身被害が生じているツキノワグマ等について，生息状況等調査を実施する。

（第 21 表）

対象鳥獣名	調査年度	調　査　内　容　，　調　査　方　法	備　　考
ニホンジカ	（H23～）H24, H27～H28	現地調査による生息状況調査	特定鳥獣保護管理計画
	H24～H28	捕獲情報分析等によるモニタリング調査	
イノシシ	H24～H28	捕獲情報分析等によるモニタリング調査	
ツキノワグマ	H24～H28	目撃，捕獲情報分析等によるモニタリング調査	
	H26～H27	現地調査による生息状況調査	

第八　鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

１　鳥獣行政担当職員

（１）方　針

本庁及び地方機関とも，研修会等により資質の向上に努め，充実した鳥獣保護行政の執行にあたる。

（２）設置計画

（第 22 表）

区　　分	現　　況			計画終了時			備　　考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本　　庁 （環境県民局自然環境課）	0	4	4	0	4	4	鳥獣保護事業及び狩猟の適正化の施策
地　方　機　関 （農林水産事務所林務(第一)課自然保護係）	0	9	9	0	9	9	鳥獣の保護繁殖，有害鳥獣捕獲許可，狩猟の適正化等の執行

（３）研修計画

（第 23 表）

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内　容　・　目　的
鳥獣保護研修	国	6月	1	全国	1	鳥獣保護関係施策の策定，実行に必要な専門的知識の習得
クマ類等調査研修等	国	9月・1月	2	全国	3	クマ類等調査及び野生生物保護知識の習得
野生生物担当者会議	県	4月	1	全県	20	鳥獣関係行政の円滑な推進を図るため担当者の資質の向上と意識の統一を図る。
野生生物初任者研修	県	4月	1	全県	30	鳥獣関係行政の円滑な推進を図るため初任者の資質の向上と意識の統一を図る。

２　鳥獣保護員

（１）方　　針

鳥獣保護員は，鳥獣の保護管理，狩猟制度又は鳥獣の鑑定についての知識，技術及び経験を有し，鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとする。
鳥獣保護員の総数は，地域での鳥獣保護管理の必要性等を踏まえ，第１０次鳥獣保護事業計画と同程度の人数を配置し，必要に応じ拡充することを検討する。

（２）設置計画

（第 24 表）

基準設置数	H23年度末		年　度　計　画						
(A)	人員(B)	充足率(B／A)	H24	H25	H26	H27	H28	計(C)	充足率(C／A)
43人	43人	100%	43人	43人	43人	43人	43人	43人	100%

（３）年間活動計画

（第 25 表）

活　動　内容	実　施　時　期　（月）												備　考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
鳥獣保護区等の管理	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	
狩猟マナーの普及	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	
一般住民及び狩猟者の指導								←	—	—	→		
鳥獣保護思想の普及啓発								←	—	—	→		
鳥獣に関する調査	←	—	—	—	—	—	→					↔	

（４）研修計画

（第 26 表）

名　称	主催	時期	回数／年	規模	人数	内　容　・　目　的	備考
鳥獣保護員研修	県	毎年6月	1	農林水産事務所	40	鳥獣保護員としての知識の向上を図り，研修員相互の意見交換を行なう。	

※　農林事務所配置鳥獣保護員を対象とし，自然環境課配置の鳥獣保護員（野鳥鑑定）を除く。

３　保護管理の担い手の育成

（１）方　針

鳥獣の保護管理の担い手として，鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成が図られるよう努めるものとする。

（２）研修計画

（第 27 表）

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
安全狩猟射撃講習会	県	6月～10月	16回	全県	800人程度（50人/回）	銃猟における技術，安全確保，マナーの向上，法令遵守	
わな架設講習会	県	6月～10月	6回	全県	420人程度（70人/回）	わな猟における技術，安全確保，マナーの向上，法令遵守	

（３）狩猟者の減少防止対策

保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため，狩猟者団体等の協力を得てその実態を詳細に把握するとともに，狩猟者の減少防止等のための対策を検討するものとする。

4　鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とすることを目的として，鳥獣保護センター等の設置を検討する。

5　取締り

（1）方　針

自然環境課及び農林水産事務所の職員１２名を特別司法警察員に指名し，県警察本部，各警察署及び鳥獣保護員との緊密な連携のもとに指導取締りを実施する。

（2）年間計画

（第 28 表）

項　　目	実　施　時　期　（月）												備　考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
違法鳥獣捕獲の取締り	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	
鳥獣の違法飼養の取締り	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	
狩猟に伴う事故防止及び違法狩猟の取締り								←	—	—	→		
有害鳥獣捕獲の適正実施指導	←	—	—	—	—	—	→					↔	

6　必要な財源の確保

地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ，鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

第九　その他

1　鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

野生鳥獣による農林水産業等への被害が依然として深刻な状況である一方，絶滅のおそれのある地域個体群の保護等生物多様性の保全が重要な課題となっており，種々の調査や分析評価に基づき明確な目標を設定し，関係機関の連携のもとに，計画的，総合的に保護管理施策を進める必要がある。

2　地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

島嶼部等，地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が県内の他地域と比して著しく異なる特定の地域については，必要に応じその地域の保護管理の方向性を別途示すよう検討することとし，情報収集に努める。

3　狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類，区域，期間又は猟法の制限，狩猟者の登録数の制限，狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより，地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとする。また，各種制度の運用に当たっては，狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ，関係者の意見を聴取しつつ，機動的に見直すものとする。

猟法（くくりわな）禁止区域指定計画　　（第 29 表）

目　　的	指　定　期　間	区　　域
ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため	（H20. 11. 1～H24. 10. 31） H24.　11. 1～H29. 10. 31	広島市安佐北区の一部，廿日市市吉和，安芸太田町，北広島町の一部

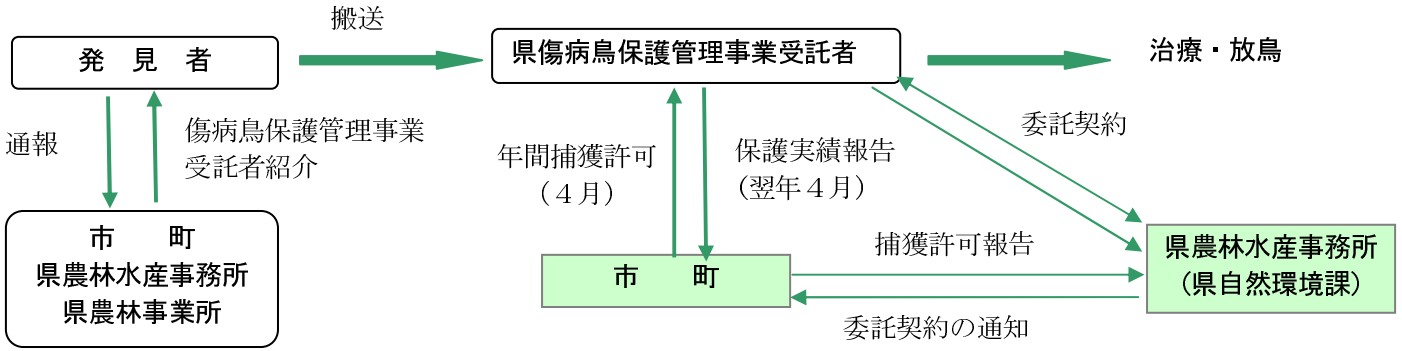
4　入猟者承認制度に関する事項

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって，狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等，地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ，被害対策の取組が必要な場合においては，法第１２条第３項に基づき，地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことで，適切な地域個体群の保護管理を行うものとする。

当該制度については，特定計画に基づく鳥獣保護管理の一環として行うことで，当該特定計画の科学的・計画的な保護管理がより効果的に推進されることから，特定計画の実施とあわせて活用を図るものとする。

5　傷病鳥獣救護の基本的な対応

（１）傷病鳥獣の保護体制



（２）大規模海洋汚染等により大量の傷病鳥獣が発生する場合の対策

一度に大量の傷病鳥獣が発生する場合に備えて，県内の獣医師会，ペットショップ及び動物園等と協議し，速やかに傷病鳥獣を保護できるよう検討する。

6　安易な餌付けの防止

（１）方　針

鳥獣への安易な餌付け等により，人の与える食物への依存，人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害等を誘引することとなり，生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがある。鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進するものとする。

（２）年間計画　　（第 30 表）

重点項目	実施時期（月）												実施方法	対象者
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
わな猟における餌付け防止	←											→	関係行政部局，鳥獣保護研修，免許更新時講習，狩猟者登録時啓発	狩猟者
ツキノワグマ生息地周辺での生ゴミ，未収穫物の放置防止	←							→					関係行政部局，普及啓発事業，広報等	県民
野生鳥獣に対する餌付け防止	←											→	関係行政部局，広報等	県民・観光客

7　感染症への対応

国や県内の関係機関と連携し，「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応について」（平成 20 年 11 月 19 日制定・広島県）に基づき，死亡野鳥の調査等を実施するとともに，高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり及び野鳥との接し方等の住民への情報提供等に努めるものとする。

8　鳥獣保護思想の普及

（１）方　針

愛鳥週間にあわせて愛鳥ポスターを募集し，優秀作品を表彰する。

（２）事業の年間計画　　（第 31 表）

事業内容	実施時期（月）												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
愛鳥ポスターコンクール	○審査	○表彰						○国コンクール	←	募	集	→	
鳥獣保護功労者表彰		○表彰											

（３）愛鳥週間行事等の計画　　（第 32 表）

実施年度	H24～H28
事業内容	愛鳥ポスターコンクール（全県） 愛鳥ポスター優秀作品の展示（県内6カ所）

（４）　愛鳥モデル校の指定

現在，愛鳥モデル校の指定がないため，指定へ向けて検討する。

（５）　法令の普及徹底

①　方　針

鳥獣に関する法令のうち，法第８条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第１２条第１項に基づくかすみ網の使用，法第１６条に基づく捕獲目的の所持及び販売等の規制並びに法第１２条第１項に基づくとりもち等の使用規制を含む。），法第１３条第１項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣，鳥獣飼養登録制度，指定猟法禁止区域，法第１８条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項，法第２６条に基づく鳥獣等の輸入等の規制，法第３５条に基づく特定猟具使用禁止区域等，法第８０条第１項に基づく本法の適用除外等特に県民に関係ある事項については，その周知徹底を図るものとする。

②　年間計画

（第 33 表）

重点項目	実施時期（月）												実施方法	対象者
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
密猟防止 鳥獣の飼養規制	←											→	鳥獣保護員研修，狩猟に関する講習会，広報誌等を通じ，法令の周知徹底を図る。	県　民
安全狩猟								←			→			狩猟者